

2024年度 慈愛会事業計画

I. 基本理念

私たち一人ひとは、愛される者として存在している。

私たちは、利用者一人ひとりを大切な独自の存在として尊重しなければならない。

それは、利用者にかかわる職員が、先ず心を開いて自分があるがままに受け入れ、生命を与えられたことに感謝し、同時にお互いをひとりの大切な人として認め合うことから始まる。

私たちは、ひとりの人から、ひとりの人へという触れ合いを、何よりも大切にしたい。

II. 2024（令和6）年度 経営方針（慈愛会の今年度めざす方向）

はじめに

2024年度の経営方針を園長会で決定いたしました。

ウクライナ侵攻、ガザ侵攻、地震災害等人々にとって厳しい状況が続いています。令和6年能登半島地震により被災された方々へ、衷心より哀悼の意を表します。法人としても今後長引く被災者支援に対して積極的に尽力します。

令和4年12月16日に「全世代型社会保障構築会議」報告書が出され、目指すべき社会の将来方向として、次の3点を挙げた。①「少子化・人口減少」の流れを変える、②これからも続く「超高齢社会」に備える、③「地域の支え合い」を強める、こととし、具体的な取組に当たっては、2040年頃を視野に入れつつ、当面の2025年や2030年を目指した中長期的課題について、「時間軸」を持って進めると同時に、日本の地域的差異を考慮し全国一律の対応ではなく「地域軸」の視点で、各地域特性に応じた取り組むを進めることが重要とした。

令和5年4月1日に、こども基本法が制定された。こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子供や若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものである。こども基本法第3条において、こども施策の6点の基本理念が掲げられており、国はこれらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり、令和5年12月22日にこども施策を総合的に推進するため「こども大綱」を策定した。

令和5年12月22日には「こども未来戦略」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～が発出され、「日本のラストチャンス」（これから6～7年がラストチャンス）、2030年に向けて、2024年度から3年間を少子化対策「加速化プラン」の政策を集中的に取り組むための期間とし、3.6兆円規模の予算を投ずることになる。子育て世代への支援の拡大がなされることに伴い、乳児院・児童養護施設等の里親支援含む在宅関係支援機能及び施設本体機能の将来像を見据える必要がある。

また、令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定が行われた。診療報酬全体+0.88%、介護報酬全体+1.59%、障害福祉サービス報酬全体+1.12%となった。プラス改定となったものの、物価高騰、人件費の上昇機運の中、利用者・職員の方々への配分資金としては不足している。法人経営の厳しさがあるなか、今後更なる経営努力が必要な状況である。

慈愛会の新ビジョンである「慈愛会ビジョン2025」の実践のポイントを3年間チェックして頂き、各施設・事業所ごとのビジョンの進捗状況が数値化、グラフ化され特徴が見える化されました。

低い項目の強化、高い項目の更なる深化等、今年度事業計画への反映をお願いします。

また、慈愛会組織のマネジメント含む将来像を描くべく検討を開始しています。今後すべての業種において人材の確保・育成・定着は喫緊の課題であり、事業継続に向けて法人の最大の課題となります。慈愛会でもビジョンに沿って人材戦略の構築に取り組んでおり、法人への人事専門部署設置等を進めます。

キャリアパス対応研修、Do-CAPシステムの在り方の再考、新任職員含む自身の将来像を描けるシステムの検討等、育成・定着に向けた組織の在り方を再考します。

長い期間のコロナ禍の中、研修の中止、Zoom会議による実施、対面、集合での会議、研修の中止等により法人職員個々にまで行き届いた心理的、技術的、知識的フォローを、今年度さらに目標化し進めます。

次に、サービスの質の向上にむけて、慈愛会理念、及び社会福祉法人としてのミッション、目的の再確認が必要です。社会福祉法人としての慈愛会の方向性の職員個々への浸透に取り組みます。福祉の現場として法を順守し、公正・公平を旨とし、利用者の尊厳を守りつつ、最後まで人生を豊かに過ごして頂ける支援を心がける法人を目指します。

それには、従事する職員の方々の医療・福祉人としての自覚、専門性の醸成、及び慈愛会の現場で働くことの喜びを一人ひとりの職員が具現化できるように、より一層の各種計画を実行します。

現場のサービスの質と向上が守られ、職員の方々の福祉・医療に生きる満足があつてこそ、社会福祉法人としての経営満足があることを再度確認し、個々の現場まで浸透させる年度とします。

今年度の法人内各事業所の重点事項を下記に示します。

清心慈愛園では、①聖ヨゼフ園・清心乳児園との合同改築事業にむけての取り組みの具現化、②地域支援（子育て短期支援事業、要支援家庭等）の充実のために地域の課題やニーズの把握に努める、③子ども一人ひとりの発達課題にあった養育の保障（パーマネンシーの保障）、④職場環境（職員満足度等）の向上と働き方改革への対応、⑤自立（就職・進学）へ向けた支援を行います。

医療福祉センター聖ヨゼフ園では、①重症心身障害児者における意思決定支援、②地域移行の在り方を検討、③第三者評価の受審、④介護ロボット・ICT/IOT の活用検討、⑤近隣住民との支えあい、既存のサービスを超えた対象者へ福祉的支援など多様で先駆的な事業展開を検討します。また、近隣市町村のニーズに応え、令和6年4月より児童発達支援事業および放課後等デイサービスを開設いたします。

清心乳児園では、ここ数年重点事項を3つの視点～「将来ビジョン」「子ども」「職員（職場環境）」～から立ち上げた重点事項を提示し、また昨年度より、重点事項を1年を通して職員間で共有、浸透できるようにスローガンを掲げて取り組んでおります。

2024年度のスローガンは「Chance! Challenge! Change!（チャンス! チャレンジ! チェンジ!）」を掲げ、重点事項については3本の柱を立て、①全面改築時の乳幼児総合支援センター確立をめざしてより前進した取組を行う。②乳児園が子どもたちにとってより安心・安全に生活できる環境となるための取組を行う。③職員一人ひとりが大切な存在として力を発揮できる職場環境をめざした取組を行う。これらを柱にそれぞれ具体的方策をたてて改善、達成に向けて取り組んでいきます。

富の里では、①2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み、②人材確保と次世代育成、③職員満足度の向上と現場業務の付加価値の創造を行います。

篠原の里では、①利用者の自己実現に向けた支援、②職員の専門性の強化（スキルアップ）、③働き方改革と関連した業務見直し、④「地域における公益的な取組み」の充実のために、地域の課題やニーズの更なる把握に努め、対応の充実を図ります。

源藤の里こころでは、①地域への公益的な取組みの充実（児童学習支援団体ラーニングパークへとの交流、住民参加型介護予防・生活支援推進事業（ゆう源藤）の職員派遣継続、宮崎南小学校児童との交流促進等）、②糸島地区との職員交流、情報共有による事業内容の充実、③職員の専門性の強化（スキルアップ）と人材育成、④現状の組織体制の抜本的な見直しと、収支バランスの均衡に向けての新たな取組みを行います。

Ⅲ. 法人部会等について

1. 法人部会組織

- (1) 園長会（毎月1回、平成13年5月10日設置）
- (2) 法人運営委員会（毎月1回、平成13年5月10日設置）
- (3) 法人全体会（年2回、平成9年9月1日設置）
- (4) 各専門部会（随時）
 - ① 法人全体研修部会（平成9年9月1日設置）
 - ② 法人サービス評価部会（平成11年7月1日設置）
 - ③ 法人リスクマネジメント部会（平成14年4月1日設置）
 - ④ 法人地域福祉部会（平成19年4月1日設置）

⑤ 法人心理士会（令和 2 年 7 月 20 日設置）

⑥ 法人感染対策部会（令和 4 年 4 月 1 日設置）

2. 2024（令和 6）年度 法人運営委員会・各専門部会の計画

（1）法人運営委員会及び各専門部会は、「慈愛会ビジョン 2025」及び「2024（令和 6）年度 経営方針（慈愛会の今年度めざす方向）」に沿う活動を行う。

① 法人運営委員会【2024 年度（令和 6 年度）事業計画】

（1）会議日程

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 日 | 8 | 13 | 10 | 8 | 5 | 9 | 7 | 11 | 9 | 20 | 10 | 全体会 |
| 議事録 | ヨ | 慈 | 乳 | 富 | ヨ | 慈 | 乳 | 富 | ヨ | 慈 | 乳 | 富 |

（2）会議内容

- ① 社会福祉制度改革への対応
- ② 職員研修体系推進について
- ③ 各地区将来構想委員会の報告
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する各施設報告
- ⑤ 働き方改革について
- ⑥ 人材確保対策について
- ⑦ 慈愛会ビジョンについて
- ⑧ 災害派遣・対策に関すること
- ⑨ 社会福祉法人の在り方について
- ⑩ 報告事項

（ア）施設報告

（イ）施設の感染状況報告

（ウ）部会報告

※その他、必要に応じて随時会議

（3）重点検討事項

- ①働き方改革について
（ア）令和 7 年 4 月からの本格実施に向けた調整
- ②人材確保対策について
- ③慈愛会将来構想について
（ア）糸島・宮崎地区
（イ）大刀洗地区

（4）個人情報保護推進委員会の開催（3 回/年）

② 法人全体研修部会【2024 年度（令和 6 年度）事業計画】

（1）令和 6 年度 法人研修部会 方向性

※ 慈愛会ビジョン 2025 より（法人研修部会に当てはまるものを抜粋）

行動指針 1 1 人材の育成に向けた取組の強化

<長期ビジョン>

法人が目指す職員像に基づき、職務能力の開発および全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。

<目的・考え方>

- キャリア形成や能力開発を行うための各種教育・研修の実施を行います。
- 高い専門性と倫理性を醸成します。
- 主体的、自立（自律も含む）的なリーダーの育成を強化します。
- 総合的な人材の育成を推進します。

<実践のポイント（中期目標）>

- 福祉職員としての、福祉観向上の研修・人間力向上に繋がる研修が行えているか。
- コミュニケーション力の向上と、チームワークの向上に繋がる研修が行えているか。
- 研修において、専門教育機関（大学等）や専門業種との連携は行えているか。
- 職員の自己実現へ向けてのキャリアデザインの支援が行えているか。
- 管理職や指導的職員のリーダー層の育成を重視し、取り組んでいるか。
- 育成システムは、OJT、OFF-JT、SDSで構成しているか。
- OJTでは、指導内容や方法等の共通基準を作成し、意図的、計画的に行っているか。
- 職員各自の研修受講履歴を管理し、個別研修計画を作成しているか。
- 人材を法人継続の柱と捉え、うまく能力開発ができるように支援しているか。

(2) 令和5年度 法人研修部会方針

1) 経営方針 「7. 職員の資質向上」

(重点目標)

- ①研修部会主催研修の充実
- ②法人研修プログラム及び研修動画の整備
- ③専門部会との連携
- ④各施設での初任者育成の取組共有とサポーター研修の連携強化

(具体的方策と具体的取組)

- ①研修部会主催研修の充実と目的の明確化
 - (1) 研修部会主催研修の充実
 - i 法人新任職員研修の目的・内容の整理と講師と連携
 - ii 法人部会メンバーのEQSの理解促進と各施設との課題の共有
 - iii 法人全体研修会の充実に向けての検討
 - iv 中途採用者向けの研修の継続
- ②法人研修プログラム及び研修動画の整備
 - (1) 研修プログラムの整備
 - i 人材育成としての意識の醸成と目的の明確化
 - ii 法人研修体系構築の整備継続と、より効率的・効果的な実施の推進
 - (2) 研修動画の整備

- i 動画を使った研修が実施できる体制を整備と効率性の向上
- ii 法人事務局と連携し人事考課研修・働き方改革に伴う変更点等の動画の整備

③ 専門部会との連携

(1) 専門部会（栄養士部会、接遇向上委員会、感染症予防委員会）との連携を図る。

- i 各専門部会との連携推進
- ii 栄養士部会研修会と活動の充実

④ 各施設での初任者育成の取組共有とサポーター研修との連携強化

- i 各施設での初任者育成の取組や工夫点の共有
- ii 法人新任職員研修と法人サポーター研修との連携の強化
- iii 各施設での研修会を法人内職員にズーム参加等で共有する仕組づくり

③ 法人サービス評価部会 【2024年度（令和6年度）事業計画】

（慈愛会ビジョン 2025 2サービスの質の向上 10人材の定着に向けた取組の強化）

【重点項目と具体的な方策】

(1) 養育・支援の質の向上

ア 利用者本位のサービスの実現に向けた取り組み

- ・施設の状況を考慮して利用者間交流を企画、実施。

イ 法人内施設を理解する

- ・コロナ禍により令和3～4年度に入職した職員は法人内見学・交流が出来ていないので各施設見学を行い法人内施設理解に努める

ウ 各施設のサービスの質の向上への取組み

- ・清心乳児園：子どもたちにとってより安心・安全に生活できる環境となるために、子どもについての学び・理解を深めていく。

学びのキーワードとして～

「子どもの権利擁護」「アドボカシー」「同意」「虐待防止」

令和5年度の第三者評価受審結果より、課題抽出、改善計画を作成、施設運営、養育の質の向上に向けた取り組みの実施。

- ・清心慈愛園：年一回子どもアンケートや職員の職場満足度調査。毎月定期で子ども会議。

- ・聖ヨゼフ園：月1回の療育相談会。利用者1名に対し、半年に1回の個別支援会議、個別支援計画の評価・立案・実施。

- ・富の里：各部署年一回の利用者満足度調査。ご家族や利用者からの意見や要望への対策の検討と改善への取り組み。ホームページへの掲載。

- ・篠原の里：年2回の利用者満足度調査。家族へのフィードバック。養護老人ホーム、デイサービスの自己評価。結果は職員間で周知、施設内サービス向上委員会にて継続的取り組み。第三者評価受審結果

についても併せて改善への取り組みを継続的に行う。

- ・源藤の里こころ：小規模、デイ共に年に1回利用者満足度調査。利用者やご家族からのニーズやコメントを会議等で職員と共有を図り、次年度への事業計画に反映。年間の行事計画への取り組みの強化にも活かしている。

(2) 第三者評価に関する取組み

- ア 新情報の提供や受審・改善への取組みの共有化
- イ 各種別の第三者評価を学び合い、サービスの質の向上に活かしていく

(3) 接遇向上委員会の充実

- ア 広報誌の発行（4月、10月に発行、各施設で掲示）
- イ 接遇自己チェック（9月実施）
- ウ 接遇マニュアルの見直しと各施設職員研修への学習素材の提供

④ 法人リスクマネジメント部会【2024年度（令和6年度）事業計画】

※ 慈愛会ビジョン2025より（法人リスクマネジメント部会に該当する部分を抜粋）

行動指針1 人権の尊重

- ① 虐待を発生させない体制づくり
- ② 意見・要望等・相談体制の整備

行動指針2 サービスの質の向上

- ① 苦情解決制度における第三者委員の活用
- ② 保健・医療・福祉サービス提供事故等の未然防止

行動指針4 生活環境・利用環境の向上

- ① 安心・安全な施設・整備環境の整備
- ② 事業継続マネジメントの実践

◎ 令和6年度 法人リスクマネジメント部会方針

(1) 経営方針

(重点目標)

- ア 利用者の安全安心の確保
 - ※ 虐待・権利侵害の根絶に向けての検討
- イ 災害時の各地区、各施設との連携とBCPの整備
- ウ 各施設との情報共有の充実と連携

(具体的方策と具体的取組)

- ア 利用者の安全安心の確保
 - 権利擁護、権利侵害の理解と周知
 - ① 各施設での職員研修等での周知
 - ② 虐待を発生させない体制づくり
各施設の委員会での検討、対策の実施と情報の共有
 - ③ サービス提供における事故やミス等の未然防止、再発防止に向けた取組み
 - ④ 意見・要望等・相談体制の整備（第三者委員へ報告し、助言をもらう）

イ 災害時の各地区、各施設との連携とBCPの整備

災害時の各地区との連携体制の構築

① 各地区での合同防災訓練の実施

地域、消防との合同訓練（糸島地区）

3施設合同の訓練（大刀洗地区）児童施設での合同避難訓練の継続

② 各地区での災害時の協力体制の構築

各施設の担当者の選任と協力依頼の基準の確認

③ 自然災害などの緊急事態に備え、利用者・職員等の生命と安全を守って

事業を継続していくためのBCP（事業継続計画）の見直し修正

④ 各施設の備蓄品等の確認と連絡手段の検討

ウ 各施設との情報共有の充実と連携

（ア）各施設の報告（事故、ヒヤリハット、意見要望）

① 各施設の事例報告の情報共有の充実

② 各施設での取り組み（成功体験・失敗体験等）の共有

③ 大規模災害等の際の情報共有

⑤ 法人地域福祉部会【2024年度（令和6年度）事業計画】

（1）令和6年度 法人地域福祉部会 方向性

ア 基本方針

当法人の『法人理念』・『経営方針』・『慈愛会ビジョン2025(行動指針5 地域共生社会の実現)』に沿って、国が進める「地域共生社会」および国連が提唱する「SDGs(持続可能な開発目標)」を念頭に、社会福祉法人としての役割を果たすべく、法人内外と協働して、地域社会に向けた取り組みを進める。

イ 重点目標

（ア）時世に応じて多様化・複雑化する地域課題や生活課題の把握に努める。

（イ）「社会・地域における公益的な取り組み」を法人全体で推進できるよう連携する。

ウ 活動内容

（ア）「社会・地域における公益的な取り組み」等の推進

* 『慈愛会ビジョン2025(行動指針5 地域共生社会の実現)』

実践のポイント（中期目標）①③⑤⑥⑦⑨⑩⑪

・各施設での公益的取り組みの実施状況、近隣地域の援助ニーズの共有

・各施設が実施する取り組み等への参画

（情報共有や参加調整等に関する具体的な仕組み作り）

・部会独自の取り組みの企画・実施（状況に応じて）

・先駆的な取り組みに関する情報収集（状況に応じて見学等を含む）

（イ）「社会・地域における公益的な取り組み」の記録と分類

* 『慈愛会ビジョン2025(行動指針5 地域共生社会の実現)』

実践のポイント（中期目標）②

- ・『社会・地域における公益的取り組み一覧表』の更新
 - ・『事業分類一覧表』の更新
- (ウ) 広報紙『かわら版』の作成
- ・発行日：4月・10月(年2回) *7月・1月への変更も含めて発行日を再検討
 - ・目的：慈愛会が行う「社会・地域における公益的な取り組み」や、近隣地域の人々とのつながりを紹介・発信することで、地域福祉の更なる増進に努める。

⑥ 法人感染対策部会【2024年度(令和6年度)事業計画】

目的：法人内施設の感染症の発生等における情報の共有および相談を受けて対策について検討助言を行う。また、感染対策に必要な物品の備蓄を行う。

- (1) 安心安全で良質なサービスを提供するため利用者の生活環境・利用環境を整備する。
- 1) 感染症の予防・拡大防止のためのマニュアルの見直しを行い、日常業務に落とし込み感染予防対策を徹底する。
 - 2) 職員個々が感染症等を施設に持ち込まないという意識の醸成と実践のための感染対策研修や感染報告を行う。
 - 3) 感染症の予防・拡大防止のために必要な消毒薬等の消耗品や機器の点検と整備。
 - 4) 感染の疑いがある者や感染者が発生した場合に備え感染拡大を防止するゾーニング等の対応方法の明記と周知徹底を行う。
 - 5) 特に入所施設居住系事業所においては、平常時から関係機関(行政・保健所医療機関)との連携(予防対策・感染者発生時の対応方法への助言・指導等)を図る。
 - 6) 感染症と自然災害の併発も想定の上、事業継続マネジメントに組み込んで事業の休止を最小限に抑えるための早期復旧・再開し得る計画を策定し、必要時変更する。
 - 7) 各施設間での感染症発生情報を共有(法人共有ネットワーク：感染症発生レポートへの入力)し、適切な相互支援を行う。
- (2) 基本的人権を尊重した、感染対策を実施する。
- 1) 利用者やその家族等への感染対策の説明(インフォームドコンセント)をその都度行い、理解と同意を得たうえで、適切な感染対策を行う。
 - 2) 感染拡大のリスクを客観的にとらえ、その変化に応じて多様性や価値観の違いによる差別を根絶して、個人情報保護に基づく適正かつ的確な対策を運営する。
- (3) サービスの質の向上に寄与する。
- 1) 多様化する感染症の基本的な対策のスキルを習得し、感染拡大を防止するとともに、その対策によって日常生活のサービスの質の低下に繋がらないように、良質な生活環境の確保に努める。
 - 2) 医療と福祉サービスの両立
法人内の施設の特徴を理解したうえで、医療の視点から標準予防策を行う。
- (4) 具体的実施内容
医療機関でもある医療福祉センター聖ヨゼフ園の感染対策の実際を知り、各施設

に応じて活用する。

- ・施設見学
- ・医療福祉センター聖ヨゼフ園の感染対策チーム（ICT）による研修の開催

内容：法人内施設への基本的な標準予防対策と経路別感染対策の研修

(5) 現状の課題解決に向けた取り組み

- 1) 令和3年度報酬改定に伴う基準省令の改正により感染症および食中毒の予防ならびにまん延防止に関する取り組みや各施設における感染症発生時のBCP策定に参画する。
- 2) 児童養護施設、高齢者入所・通所施設、医療型障害児入所施設・療養介護といった、法人内の施設の特徴を尊重しながらも利用者の命を守るために、感染対策の正確な知識と技術を習得し、状況に応じて臨機応変な対応ができるように研修を行う。
- 3) 法規制における感染症の検査項目の実施（レジオネラ属菌等）

⑦ 法人心理士会 【2024年度（令和6年度）事業計画等】

(1) 目標

法人心理士会としての業務・機能の確立と遂行

(2) 重点課題

- ア 地域支援の検討・実施
- イ 親子関係形成支援に関する検討

(3) 重点課題に対する目標と取り組み

- ア 定例会議にて、「地域支援」をテーマとした勉強会を行う。
(制度、実践例の紹介、ケース検討など)
- イ ペアレントトレーニングに関する講習を受講し、親子関係形成支援について現在の業務と合わせて検討する。

(4) 取り組み

- ア 法人心理士会 定例会議の開催（1回/月）
【内容】情報交換、法人内スーパービジョン、地域支援に関する勉強会
- イ 地域住民を対象とした心理支援の検討・実施
- ウ 園内研修等への講師派遣（法人内）
- エ 法人心理士会内のサポート体制の整備と実施
- オ 法人内における心理的緊急支援
- カ 地域支援・ペアレントトレーニングに関する外部研修への参加

3. 法人内業務スケジュール（予定）について

| | | | | |
|-------|----|----|----------------------|-------|
| 2024年 | 4月 | 3日 | 人事考課 研修（新任職員・新任考課者） | 大刀洗地区 |
| | | 4日 | 人事考課 研修（新任職員・新任考課者） | 糸島地区 |
| | 6月 | | 中堅職員ステップアップ研修 | |
| | 7月 | 上旬 | 2024年度 第1回法人全体会 | |
| | | | 初任者研修 | |
| | 9月 | | 法人リーダー・管理者（マネジメント）研修 | |

| | | | |
|-------|-----|----|-----------------|
| | 10月 | | 新任職員中間フォローアップ研修 |
| | 11月 | | 第26回法人全体研修会 |
| 2025年 | 1月 | | 新任職員サポーター研修 |
| | 2月 | | 新任職員フォローアップ研修 |
| | 3月 | 上旬 | 2024年度 第2回法人全体会 |
| | | | 2025年度 新任職員事前研修 |

IV. 改正社会福祉法に基づく運営体制の確保に向けた取り組み

1. 経営組織のガバナンスの強化

(1) 評議員会(議決機関)の開催・運営

| 日程 | 会議名 | 主な議案等 |
|-----------|--------|--|
| 2024年 6月 | 定時評議員会 | 2023年度計算書類等の承認事業報告、その他 |
| 2024年 10月 | 臨時評議員会 | 2024年度の補正予算案の承認、その他 |
| 2025年 3月 | 臨時評議員会 | 2024年度の補正予算案の承認、その他 2025年度事業計画、予算案の承認、その他 |

※ 臨時評議員会は、上記以外にも必要に応じて開催

(2) 理事会(執行機関)の開催・運営

| 日程 | 会議名 | 主な議案等 |
|-----------|-----|--|
| 2024年 6月 | 理事会 | 2023年度事業報告、計算書類等の承認 定時評議員会の招集事項の決定 |
| 2024年 10月 | 理事会 | 2024年度補正予算案の承認 臨時評議員会の招集事項の決定 理事長、常務理事の職務執行状況報告、その他 |
| 2025年 3月 | 理事会 | 2024年度補正予算案の承認 2025年度事業計画、予算案の承認 臨時評議員会の招集事項の決定 理事長、常務理事の職務執行状況報告、その他 |

※ 理事会は、上記以外にも必要に応じて開催

(3) 監事監査 2024年6月 開催(その他必要に応じて実施)

(4) 会計監査(前年度を参考)

| 日程 | 項目 | 概要 |
|-----------|------|---------------------|
| 2024年 12月 | 期中監査 | 内部統制の検証手続、期中取引の実証手続 |
| 2025年 4月 | 〃 | 残高確認状発送手続・実査 |
| 2025年 5月 | 期末監査 | 期末実証手続 |

2. 経営組織のガバナンスの強化

(1) 改正社会福祉法により、情報公開の対象範囲の拡大とルールの明確化が図られたため、情報公開の対象となる書類等を主たる事務所に備え置き・閲覧やインターネットにより公表する。

ア 備え置き・閲覧及び公表

事業報告書、計算書類等（貸借対照表、収支計算書、附属明細書）、財産目録、現況報告書（役員等名簿、役員等区分ごとの報酬総額等）、定款、監事監査報告、会計監査報告、事業計画、社会福祉法人財務諸表等電子開示システムによる情報公開

3. 財務規律の強化

社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。

社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。

(ア) 社会福祉充実残額の明確化（社会福祉充実残額の算定）

4. 地域における公益的な取組

社会福祉法人は、社会福祉事業及び社会福祉法第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する。

V. 苦情解決等に関する第三者委員会の開催 年2回（8月、2月）

VI. 関係機関等への報告・諸手続き等

1. 2023 年度退職共済職員名簿を福祉医療機構へ提出
2. 福祉及び介護職員処遇改善加算に関する申請・報告書を所轄庁へ提出
3. 公益法人等に係る収支計算書又は課税期間分消費税の確定申告を所轄税務署へ提出
4. 社会福祉法人変更登記（資産総額の変更、理事長の変更）を法務局へ提出
5. 社会福祉法人現況報告書及び監査報告書を所轄庁へ提出
6. 令和 4 年度事業報告書を福祉医療機構へ提出
7. 補助事業並びに助成金事業等に関する申請・完了報告書等
8. 法人所轄庁、その他関係機関への諸手続き等

VII. 2024 年度借入金元金償還計画

| 施設名 | 償還金元金 | 利息 | 合計 |
|------------------|--------------|-------------|--------------|
| 聖ヨゼフ園 | 15,708,000 円 | 1,060,611 円 | 16,768,611 円 |
| デイサービス源藤の里こころ | 3,804,000 円 | 420,572 円 | 4,224,572 円 |
| 小規模多機能ホーム源藤の里こころ | 4,128,000 円 | 456,398 円 | 4,584,398 円 |
| 篠原の里 | 10,668,000 円 | 2,429,438 円 | 13,097,438 円 |
| 計 | 34,308,000 円 | 4,367,019 円 | 38,675,019 円 |

Ⅷ. 事業所内保育所（きっずるーむ あいあい）の運営

1. 許認可等

- (1) 平成25年12月27日（「事業所内保育施設運営計画」認定決定通知 受領）
- (2) 平成26年 1月17日（福岡県あて「認可外保育施設設置届出」提出）

2. 事業開始 平成26年1月6日

3. 管理運営責任者 株式会社アイگران（広島市中区光南2-1-30）

4. 保育施設

- (1) 医療福祉センター聖ヨゼフ園3階73.62㎡

（保育室15.90㎡、乳児室25.66㎡、便所1.33㎡、調理室5.65㎡、その他（事務室等）25.08）

5. 保育実績（2023年4月1日から2024年2月29日） 延べ1,024名

- （2022年度 延べ1,147名）（2021年度 延べ1,494名）
- （2020年度 延べ1,732名）（2019年度 延べ1,644名）

Ⅸ. 生計困難者に対する相談支援事業の実施

1. 定款変更（認可日） 平成 29 年 11 月 15 日

- (1) 第 1 条（目的）第 2 項（第二種社会福祉事業）に「生計困難者に対する相談支援事業の経営」を追加

2. 事業名

- (1) ふくおかライフレスキュー事業
- (2) みやざき安心セーフティネット事業

3. サポーター研修受講者（令和 5 年 4 月 1 日現在 在職者） 16 名

清心慈愛園 4 名・聖ヨゼフ園 5 名・清心乳児園 1 名・富の里 4 名・篠原の里 2 名

Ⅹ. 福岡県災害派遣福祉チーム（DWAT）への参加（登録）

1. 登録者（令和 6 年 3 月 6 日現在 在職者） 17 名

聖ヨゼフ園 6 名・清心乳児園 2 名・富の里 5 名・篠原の里 4 名